

○朝日町青少年競技力向上支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝日町補助金等交付規則(昭和51年朝日町規則第3号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、朝日町青少年競技力向上支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、朝日町内小・中・高校生の基礎体力及び競技力の向上を図り、全国大会等の各種大会において活躍できる選手を育成することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町長は、前条の目的を達成するために、ジュニア、青少年選手の競技力向上支援事業(以下「補助事業」という。)を行う朝日町スポーツ少年団及び部活動、朝日町体育協会加盟団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、実施する補助事業に直接要する経費で、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び諸費とする。ただし、次の各号に掲げる経費については補助対象経費から除外する。

- (1) 営利を目的とした事業に要する経費
- (2) スポーツ用具の購入に要する経費
- (3) 単なる飲食を目的とした経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか補助することが適当でないと認められる経費

(補助金額)

第5条 補助金額は、前条に定める補助対象経費を合計して得た額とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとし、1件当たりの補助金の限度額は、20万円とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、朝日町青少年競技力向上支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) そのほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定により提出された書類の審査を行い、補助金の交付を認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該申請書を提出した団体に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において適正な交付を行うため、必要があるときは補助金の交付申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた団体(以下「補助事業者」という。)が、当該通知に係る決定内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより補助金の交付を取り下げようとするときは、交付決定の受領の日から14日以内に申請の取下げをしなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは朝日町青少年競技力向上支援事業実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業収支精算書
- (3) 事業に要した経費の支出の明細書及び領収書の写し
- (4) 事業の実施を示す写真、資料等
- (5) そのほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、実績報告の提出を受けたときは、当該報告に係る書類の審査を行い、交付する補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第12条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、当該事業完了前に、交付決定した額の範囲内において概算交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、朝日町青少年競技力向上対策事業補助金(概算払)請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。